

電子渡航認証制度(JESTA)の導入に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し (消費税・酒税・地方消費税)

免税販売に係る確認事務等について、JESTAの導入に合わせた見直しを行うことで、JESTAの導入後においても免税店において円滑な免税販売を行えるような措置等を講じ、免税販売の適正な実施を確保する。

施策の背景

- 急増する訪日外国人旅行者に対応するため、電子渡航認証制度(JESTA)※の令和10年度中の導入等が盛り込まれた入管法等改正法が、第221回特別国会(令和8年5月29日)において成立。

※JESTA: 来日を希望する外国人について、渡航前に入管庁長官に対して渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にスクリーニングを行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する制度。

- JESTAの導入により、一部の入国者については上陸許可証印が省略されることとなるが、現状、免税店では免税購入対象者の適否について、主に当該証印も含めて確認しているところ。このため、JESTAの導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施が確保できるよう、関係する手続等を見直す必要がある。

- また、入管法等改正法により、遭難による上陸の許可の範囲が見直されたことに伴い、免税購入対象者の範囲も合わせて見直す必要がある。



JESTA導入後のイメージ

要望の概要

- 入管法等改正法の施行に伴い、JESTAの導入により一部短期滞在者においても上陸許可証印が省略されること等を踏まえ、免税店における免税販売の確認事務等について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。